スプリアス基準の施行時期、申請等の時期、使用期限等

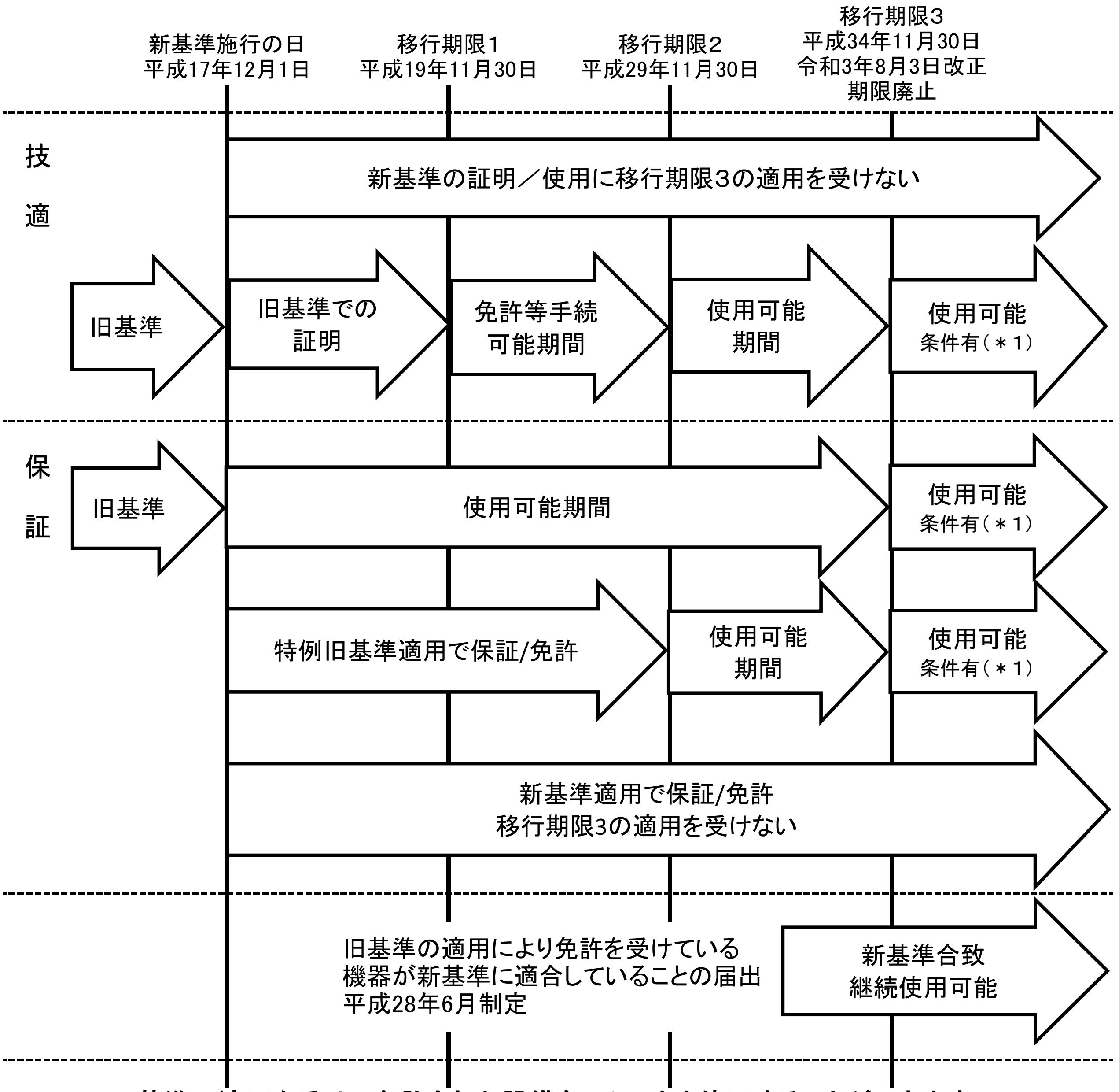

・ **旧基準の適用を受けて免許された設備も、そのまま使用することができます。**
（令和3年8月3日改正により令和4年11月30日までの使用期限3が廃止されました。）

＊1　旧基準の適用を受けて免許された設備は、「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り使用することができる。」との条件が課されます。

・ 現在施行されている基準（いわゆる旧基準）は、平成17年12月1日から施行されています。

・ 平成17年12月1日から平成19年11月30日（移行期限1）までは新基準と改正前の基準（いわゆる旧基準）のどちらの基準でも良いことになっていました。

・ **平成17年12月1日以後にTSSが行った保証は、その機器が製造された時期、方法に関係なく、**原則として**新基準に適合**していることの保証になっています。

・ 平成17年12月1日以後も、備考として「平成19年11月30日以前に製造されたもの」であることを記載された場合は、無線局免許手続規則の規定により旧基準を適用して保証をしています。

・ 旧基準の適用を希望して免許を受けることができるのは、平成29年11月30日（移行期限2）までです。

・ 旧基準の適用により免許された設備が、新基準に合致していると見なされるための手続きとして「スプリアス発射及び不要輻射の強度の確認の届出」とこれにかかる保証の制度が制定されました。
（TSSでは、この保証は、現在のところお引き受けしておりません。）

****

TSSでは、免許申請、変更手続きに係る保証は、機器の製造時期、製造方法等に関わらず、新基準に適合するものとして実行しますが、お申込みの際には、その機器が基準に合致するよう、十分に整備しておいて下さい。